

# 成田市特定事業主行動計画（継続）

## I 総論

### 1 目的

成田市では、「次世代育成支援対策推進法」第19条第1項の規定により行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえた計画として、成田市特定事業主行動計画を策定しているところであるが、現計画が令和2年3月31日までを計画期間としていることから、令和7年3月31日まで延長することとします。この計画に基づき、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るため、職場における子育てしやすい環境を一層推進するべく取り組んでまいります。

### 2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とします。

### 3 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部局における人事担当者等を構成員とした行動計画推進委員会を設置します。
- (2) 職員に対し、次世代育成支援対策に関する研修及び講習を実施するとともに、その情報提供を行います。
- (3) 仕事と子育ての両立等に関する相談及び情報提供を行う窓口を設置します。
- (4) 啓発資料を作成・配布し、行動計画の内容を周知徹底します。
- (5) 行動計画推進委員会は、毎年度本計画の実施状況や職員のニーズについて把握を行い、その後の施策の推進や計画の見直し等を図ります。

## II 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 妊産婦である職員における配慮

※ 定義：妊産婦とは、妊娠中又は産後1年を経過していない女性をいう。

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇制度について周知徹底を図ります。
  - ア 産前産後のための休暇
  - イ 妊産婦の健康診査等のための休暇
  - ウ 妊婦の通勤緩和のための措置

エ 妊婦の休息又は補食のための休暇

オ 満1歳6月に達しない子の育児のための休暇（育児時間）

② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。

③ 所属長は、職員の健康及び安全に配慮し、事務分掌の見直しを行います。

## （2）男性の子育て目的の休暇等の取得促進

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にするとともに、出産後の配偶者を支援するため、配偶者の出産に係る3日間の特別休暇及び育児休業について周知し、これらの休暇等の取得を促進します。

## （3）育児休業等を取得しやすい環境の整備

### ① 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業制度の周知

ア 平成30年に行った「イクボス宣言」に基づき、育児休業等に関する資料を各部局に通知、配布し、制度の周知を図ります。

イ 育児休業等の取得手続や経済的な支援措置について情報提供を行います。

ウ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度及び手続について、詳細な説明を行います。

### ② 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

ア 職場の意識改革を行い、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに努めます。

イ 所属長は、育児休業等の取得の申出があった場合、当該部署において事務分掌の見直しを行います。

### ③ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

所属長は、定期的に育児休業中の職員と連絡を取り合い、職場や子育ての状況について情報交換を図ります。

育児休業中の職員に対して、必要な情報を提供するとともに相談を受けるなど、育児休業取得後の円滑な職場復帰に向けて支援します。

### ④ 育児休業等に伴う代替要員の確保

育児休業等を取得中の職員の代替として職場内で対応することが困難なときは、任期付職員や会計年度任用職員等の活用による適切な代替要員の確保を図ります。

### ⑤ 男性職員の育児休業等の取得促進

職員の仕事と子育ての両立支援を一層促進するため、早出遅出勤務制度の活用を図るとともに、男性職員の育児休業等の取得を促進します。

◎ 以上のような取組を通じて、育児休業の取得率を、  
男性30%、女性100%とします。

#### (4) 時間外勤務の縮減

令和2年4月1日施行の「成田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」、「総労働時間の短縮に関する指針」を踏まえ、特に、次の項目について推進します。

##### ① 3歳未満の子を養育する職員に対する時間外勤務の免除

3歳未満の子を養育する職員が請求した場合、公務運営に支障がある場合を除き、時間外勤務を免除し子育てと仕事の両立を支援します。

##### ② 小学校就学前の子を養育する職員に対する時間外勤務の制限

小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合、公務運営に支障がある場合を除き、1カ月について24時間、1年間について150時間を超える時間外勤務を制限し子育てと仕事の両立を支援します。

##### ③ 「ノー残業デー」の周知及び徹底

ア 特に定時退庁に努める日として、原則として毎週水曜日を「ノー残業デー」とします。

イ 「ノー残業デー」において、所属長は積極的に声かけを行い、職員の定時退庁を促します。

##### ④ 時間外勤務の適正管理

ア 所属長は、時間外勤務を命ずる場合は、必ず事前に命令を行うとともに、人員及び時間外勤務を必要最小限に止めるよう努めます。

イ 所属長は、緊急かつ止むを得ないと認める場合を除き、午後9時以降の時間外勤務は命じないよう配慮します。

##### ⑤ 事務事業の点検、見直し

ア 職員一人ひとりが、自己又は係等の担当する業務について常に問題意識を持ち、事務事業の点検を行い、目的、効果及び必要性に照らし、効果が薄れているものや形式化しているものについては、前例にとらわれることなく、廃止などの抜本的な見直しを行います。

イ 業務の民間委託や市が行うべき事務事業の範囲の見直しなどについて積極的に取り組み、効率的な事務事業の遂行を図ります。

##### ⑥ 事務処理方法の改善

ア 職員一人ひとりが、自己又は係等の担当する業務の内容や進め方の見直し、執務環境の整備等を通じた業務の改善及び効率化を図ります。

イ 所属長及び係長等は、職員に効率的な事務処理について指導及び啓発するとともに、職場の整理整頓など、所属単位、あるいは係等単位で行う方がより効果が高い取組について実施を促します。

ウ 関係機関とのヒアリング、打合せ等は、勤務時間外に及ばないように留意します。

◎ 以上のような取組を通じて、各職員の時間外勤務時間数について、「成田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に定める上限時間の1カ月45時間、一の年度360時間の達成に努めます。

#### ⑦ 職員の健康への配慮

ア 所属長は、長時間の時間外勤務が職員の心身の健康及び福祉に大きな影響を及ぼすことを認識し、極力これを避けるよう努めます。

特に、週休日又は休日において勤務を命ずる場合には、出勤の必要性について十分に考慮して判断します。

イ 脳や心臓疾患の発症を予防するため、時間外勤務が1カ月につき100時間以上の職員等に対し、医師による面接指導を実施します。

### (5) 休暇の取得の促進

#### ① 年次有給休暇の取得の促進

ア 所属長は、職員が年次有給休暇を計画的かつ積極的に取得できるような環境づくりに努めます。

イ 所属長は、1の年度の年次有給休暇の日数が10日以上職員については、当該年度において5日以上確実に取得することができるよう配慮します。

#### ② 連続休暇の取得の促進

週休日、祝日、夏季休暇、リフレッシュ休暇等と合わせた年次有給休暇の取得を促進し、連続休暇の取得を奨励します。

◎ 以上のような取組を通じて、職員の年次有給休暇の取得促進を図ります。

#### ③ 子どもの看護及び要介護者の介護を行うための特別休暇の取得の促進

中学校就学の始期に達するまでの子及び負傷、疾病等により日常生活を営むのに支障のある家族（子を含む。）の介護等のための特別休暇を周知

するとともに、その取得を希望する職員に対して、円滑に取得できる職場環境の整備を図ります。

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識の是正のための取組

- ① 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識を是正し、働きやすい職場環境とするため、情報提供や研修等により意識啓発を行います。
- ② セクシュアル・ハラスメント防止のため、パンフレット等の活用により意識啓発を行います。

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ① 外部からの来庁者の多い職場において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレ、ベビーベッドや授乳室の設置等を適切に行います。
- ② 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進します。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動への支援

① 子どもの地域活動等への支援

子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動への職員の積極的な参加を支援します。

② 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

ア 子どもを安全な環境の中で、安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年の非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援します。

イ 綱紀粛正等の通知により、交通事故の防止について呼びかけを実施します。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

レクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族が参加できるよう配慮します。